

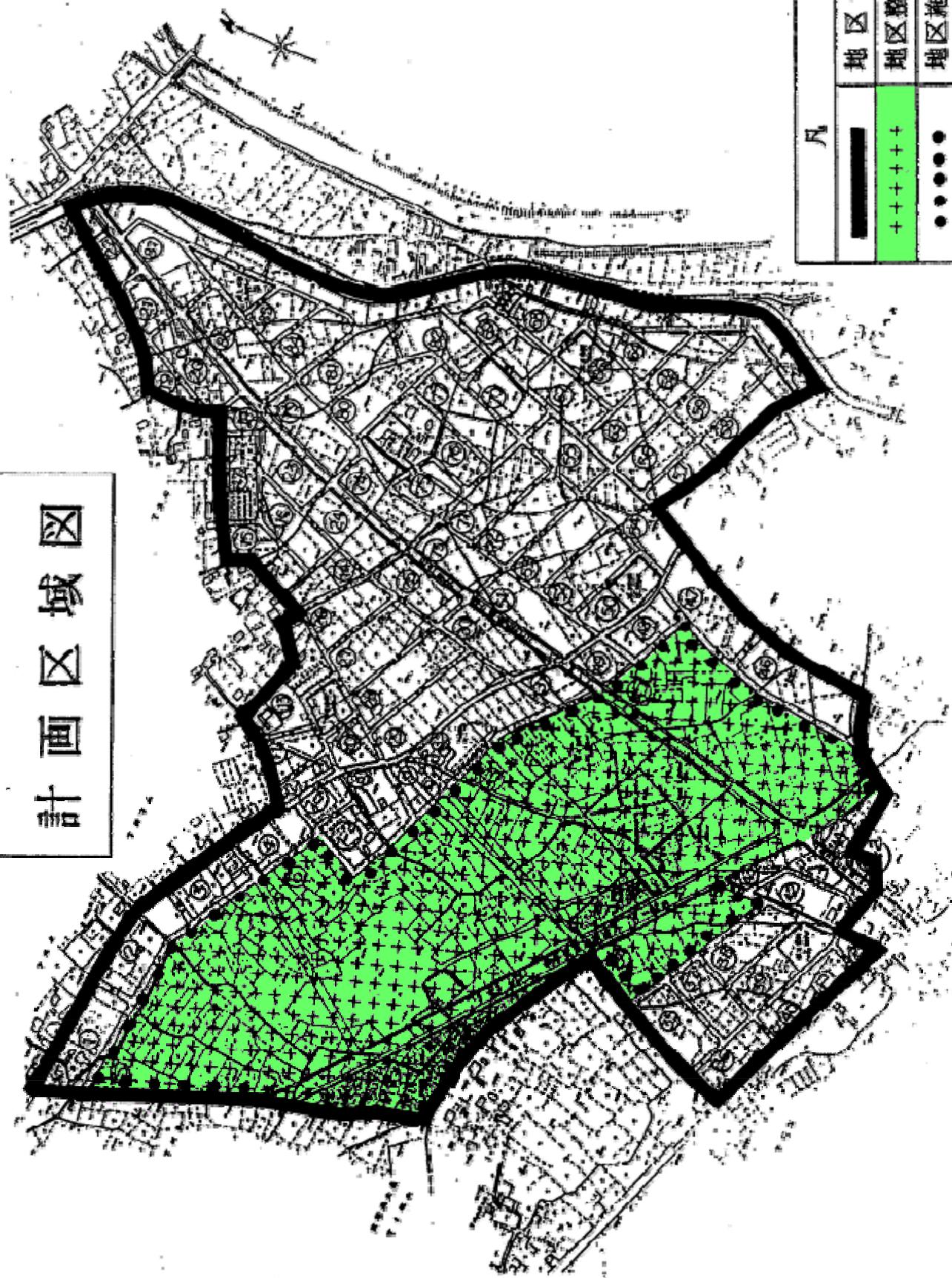
加須都市計画地区計画の変更（加須市決定）

都市計画川口地区地区計画を次のように決定する。

名	称	川口地区計画	
位	置	加須市大字川口及び大字南大桑の各一部	
面	積	約 77.5ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、当市の東端に位置し「加須市総合振興計画基本構想」に「物資流通関係工業地区」として、また「利根広域行政圏振興計画」において、広域斎場の設置が位置づけられている。今回これらの計画を実施すべく、土地区画整理事業を推進するものである。</p> <p>また、地区計画により都市基盤整備事業の実施を円滑に促進するとともに、事業完了後の市街地形成を計画的に誘導し、住宅と工場との調和したまちづくりを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区の土地利用は、工業地を主体とし、合せて良好な住宅地の形成をはかるものとする。</p> <p>工業系の土地利用については、専ら地域振興に役立つ先端産業を立地させるため工業団地を造成し、さらに、その周辺には主として地場産業及び軽工業の利便を増進するための軽工業地を配置する。なお、この区域には地元住民の既存住宅があるため、今後事業の進捗に合せ住民の合意を得て、土地利用の鈍化を図るものである。また、住居系の土地利用については、幹線道路沿線を沿道サービスゾーンとし、さらに、それ以外の区域を低層住宅地とし、良好な環境を有する住宅地の形成を図るものである。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>（道路、公園） 道路及び公園は、土地区画整理事業により計画的に整備するとともに、区画道路については安全で快適な生活道路とする。</p> <p>（緑地） 緑地については、近隣公園に接して南側に1か所（0.5ha）、さらに、工業地の周囲に緩衝緑地（幅 10m）を配置する。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>低層住宅地については、一戸建住宅を主体とした良好な住環境を確保する。また、地場産業及び軽工業の工場については、周辺環境を考慮したものとし、既存住宅が点在する区域については特に住工混在の防止を図る。</p> <p>さらに、工業地に立地する工場については、先端産業を基本として誘致を図る。</p>	
地区整備計画	位	置	加須市大字川口及び大字南大桑地内
	面	積	約 28.4ha
	地配 区置 施及 設の 規模	緑地	6箇所 約 23,600 m ²

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

計画区域図



凡	例
—	地区計画区域
++++	地区整備計画区域
●●●●	地区施設（緑地）

〔届出について〕

○届出を要する行為

加須市川口地区の地区整備計画区域内において、下記の行為を行おうとするものは、その行為の着手の30日前（建築確認申請を伴う場合は、申請提出前）までに、地区計画区域内における行為の届出（以下「届出」という）をして下さい。

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築又は工作物の建設
- ③ 建築物等の用途の変更

地区計画の届出が 必要な行為	当該地区での届出が 必要な行為	建築確認 申 請
土地の区画形質の変更	○	×
建築物の建築	新 築	○
	改 築	○
	増 築	○
	移 転	○
工作物の建設	新 築	○
	改 築	○
	増 築	○
	移 転	○
建築物等の用途の変更	○	○

※上記以外のかき又はさく（生垣、フェンス）の設置等の行為についても届出が必要です。

○届出の方法

届出には次ページの様式を使用し、行為の種別に応じて必要な書類を添付します。